

函館市戸井支所マスコットキャラクター着ぐるみの使用等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市戸井支所マスコットキャラクター「トーパスちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用等に関し、必要な事項を定める。

(使用対象)

第2条 本着ぐるみは、市または戸井支所が主催、参加する行事において使用するほか、各種イベント等で本市および戸井地区のイメージアップや地域の交流に資すると認められる場合においてイベントの主催者等、着ぐるみの使用を希望する者（以下「使用者」という。）に対し、貸し出しを行うものとする。

(使用申込み)

第3条 使用者は、あらかじめ使用日程について戸井支所地域振興課に確認のうえ、「トーパスちゃん」着ぐるみ使用申込書（第1号様式、以下「申込書」という。）を戸井支所地域振興課に提出し承認を受けなければならない。

2 前項の申込書は、貸出日の属する月の3か月前の1日から貸出日の7日前までに提出しなければならない。なお、函館市戸井支所長（以下「支所長」という。）が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(貸出)

第4条 前条に規定の使用に係る着ぐるみの貸出については、次の各号によるものとする。

- (1) 貸出数量は、1行事につき1体とする。
- (2) 貸出期間は、原則として1週間以内とする。
- (3) 貸出料は無料とする。

(使用の制限および留意事項)

第5条 着ぐるみの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、着ぐるみの使用を認めないものとする。

- (1) 函館市および戸井支所の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 社会的若しくは教育的に悪影響を与え、又はマスコットキャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党又は宗教活動について支援し、公認しているとの印象を与えるおそれのあるとき。
- (5) 着ぐるみの使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる場合。
- (6) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないことが見込まれるとき。

(7) 着ぐるみを改造して使用するおそれのあるとき。

(8) 前号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用について支所長が不適切であると認めたとき。

2 使用者は、留意事項を遵守し、着ぐるみの貸出を受け、使用するものとする。なお留意事項は、「トーパスちゃん」着ぐるみ使用承認書（第2号様式）の別記として表示し使用者に通知するものとする。

(使用の承認および取り消し)

第6条 支所長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査し、承認する場合は、「トーパスちゃん」着ぐるみ使用承認書（第2号様式）、不承認とする場合は、「トーパスちゃん」着ぐるみ使用不承認通知書（第3号様式）により使用者に通知をするものとする。

2 支所長は、第1項に規定する貸出承認の通知をした後であっても、第5条の規程に該当することが認められる場合には、承認を取り消すことができるものとする。

(貸出方法)

第7条 着ぐるみ使用承認を受けた使用者は、戸井支所地域振興課職員から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することとし、その作業は原則として借受者が行うものとする。

(原状回復)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任のもと、補修、洗浄等必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 修理、修復が困難な場合は、支所長は使用者に対し代替品による返納を求めることができるものとする。

(使用者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、使用者が責任をもって対処するものとし、支所長は一切の責任を負わないものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関して必要な事項は、支所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

「トールパスちゃん」着ぐるみ使用申込書

年 月 日

函館市戸井支所長 様

申込者住所 (所在地)

団 体 名

代 表 者 名

電話・FAX

函館市戸井支所マスコットキャラクター「トールパスちゃん」の着ぐるみを使用したいので、次のとおり申込みます。

なお、着ぐるみの使用においては、函館市戸井支所マスコットキャラクター着ぐるみの使用に関する要綱を遵守します。

1 行 事 名	
2 開 催 日 時	
3 行事の目的 および内容	
4 使用期間	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで 日間
5 貸出希望 期 間	(貸出日時) 年 月 日 () 時 (返却日時) 年 月 日 () 時 [原則、使用日1日前に貸出、終了後翌日返却とします。(支所閉庁日は除く)]
6 取扱担当者	
7 備 考	

※行事の概要が分かる資料(企画書等)を添付してください。

(必要に応じて事業計画書、実施団体の組織概要書等の提出を求める場合があります。)

第2号様式(第6条関係)

「トープスちゃん」着ぐるみ使用承認書

年 月 日

様

函館市戸井支所長

年 月 日付けで申込みのありました函館市戸井支所マスコットキャラクター「トープスちゃん」の着ぐるみの使用につきまして、下記のとおり承認します。
なお、着ぐるみの使用にあたっては、別記の留意事項に従い使用してください。

記

1 行事名	
2 貸出期間	(貸出日時) 年 月 日() 時 (使用期間) 年 月 日()から 年 月 日()まで (返却日時) 年 月 日() 時
3 使用場所	

- ※ 着ぐるみ返却時に、使用状況写真のデータの提供をお願いいたします。
- ※ また、行事の報告書等を作成する場合は、着ぐるみ返却後、別途報告書の写しをご提供いただきますようお願いいたします。

(戸井支所地域振興課 0138-82-2111)

【留意事項】

- 1 函館市戸井支所マスコットキャラクター「トールパスちゃん」着ぐるみの使用等に関する要綱を遵守すること。要綱に反する使用が判明した場合は、使用承認を取消す場合があります。
- 2 以下の着ぐるみの着用・使用に関する注意事項に従って使用すること。
- 3 承認された行事以外に使用しないこと。
- 4 着ぐるみを第三者に転貸（又貸し）しないこと。
- 5 着ぐるみの戸井支所からの搬出入は、申込者が行うことし、事前に戸井支所地域振興課と返却日時について打合せを行うこと。（支所閉庁日を除く 8：45～17：30）
- 4 着ぐるみが破損、汚損した場合は、実費にて原状復旧すること。

【着ぐるみの着用・使用に関する注意事項】

- ① 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないよう、長袖、長ズボン、軍手などを着用すること。
- ② 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- ③ 当日の会場、天候および着用者の体調等を考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- ④ 火気および危険物の近辺で使用しないこと。
- ⑤ 雨天時に屋外で使用しないこと。
- ⑥ 「トールパスちゃん」のイメージの統一のため、着用者は絶対に声を出さないこと。
また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。
- ⑦ 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者を付けること。
- ⑧ 使用後は、除菌消臭スプレーなどを使用し、風通しのよい場所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
また、野外で使用した時は、ブーツの底を拭いて返却すること。
- ⑨ 型崩れしないよう段ボール箱に入れ、輸送や保管の際には取扱に十分注意すること。

第3号様式(第6条関係)

「トールパスちゃん」着ぐるみ使用不承認通知書

年 月 日

様

函館市戸井支所長

年 月 日付けで申込みのありました函館市戸井支所マスコットキャラクター「トールパスちゃん」の着ぐるみの貸出につきまして、下記のとおり不承認とします。

1 行事名	
2 不承認理由	<ul style="list-style-type: none">・函館市戸井支所マスコットキャラクター着ぐるみの使用等に関する要綱 第5条 号に該当・その他 ()